①-1 介護保険料決定通知書(表紙・裏表紙)

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。



- 〇決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。
 - ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
 - ②青色・・・

 口座振替
 - ③茶色•••代理納付(生活保護)

ほとんどの方が ① (緑色) の特別徴収です。①~③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

介護保険料決定通知書

「1~3」段階は非課税世帯

令和7年度 懸本市介護保険料決定通知書業特別徵収開始通知書

令和7年度分の介護保険料額が次の とおり決定しましたの一通知します。 つきましては 令和7年度分・令和 8年度分(令和8年4月・6月・8月)の介

令和 7年 7月29日

117

護保険料について、次のとおり年金か

ら特別徴収しますので通知します。 能 本

被	保険者番	号	0000000006
被	保險者氏	名	介護 太郎
特	別微収義務	者	厚生労働大臣
特	別微収対象年	全	老齢基礎年金
算	定	H	令和 7年 6月28日

第この通知書は、令和 7年 6月28日 時点の資格に基づいて作 成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降に 変更通知書を送付します。

令和7年度に納付する介護保険料額

76,800円

(期別保険料額)

	保険	料額	A4 17 55 10 or 4 14 10 00
月期	特別微収	善通 微 収	普通徴収の納期限
4月期	12,800		
5月期			
6月期	12,800		
7月期			
8月期	12,800		
9月期			
10月期	12,800		
11月網			
12月期	12,800		
1月期			
2月期	12,800		
3月期			
小 計	76,800		
合 計	76	,800	

- ・今回決定した令和7年度の介護保險料(年額)から、4月期・6月期の 金額を差し引き、残りの金額を 職別に割り付けます。 (100円未満の娼数は100%
- 年金保険者(日本年金級保守/ひつ本付されている「年金振込通知書」に 記載されている介護保険料とは金額が異なる場合がありますが、本通 知の介護保険料が新たに決定したものです。

(年全天引き日)

令和7年4月	令和7年4月15日	令和7年10月	令和7年10月15日
令和7年6月	令和7年6月13日	令和7年12月	令和7年12月15日
令和7年8月	令和7年8月15日	令和8年2月	令和8年2月13日
		0	

あなたの所得段階は 没階です 保険料の算定 保険四手總2 月数① 保険料算定期間 ~ R 8. 3 76,800 R 7. 4 12 ④保険料積算額 ②×①÷12 確定保険料額 ⑥一③ 減 6 RD 76,800 76,800

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。 保険料所得段階表は、2ページをご参照ください。

賦護の根拠

世帯	本人	合 計 所 得 全 額 公的年金等収入金額
課税	非課税	42,228 934,759

- 所得の申告がない方は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、
- ・所得の中省かない方は、18xの所得及職として計算します。
 ・世帯)とは、原則として、4月1日現在での住民基
 ・世帯)とは、原則として、4月1日現在での住民基
 ・計
 ・大方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれをスローの原列の建日 現在の世帯となります。

令和8(2026)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和8年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次の ようになります

(令和8年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和8年度特別徵収額(4月)	12,800
令和8年度特別微収額(6月)	12,800
令和8年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- ■保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1~5 の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に 減額する制度があります。
- 1. 世帯の年間収入見込額(給与・年金・事業収入等全て の収入)が減免基準額を超えない方。
- 2. 市民税(住民税)を課税されている方の健康保険の被扶 養者となっていない方。
- 3. 預貯金額が減免基準額を超えない方。
- 4. 居住用以外に処分可能な土地・家屋を有していない方。 5. 介護保険料の滞納がない方。
- ■また、世帯の生計維持者が災害により損害を受けた場合や 失業・死亡などの理由により収入が著しく減少した場合な ど、申請により介護保険料を減免できる場合があります。 詳しくは、各区役所福祉課までお問い合わせください。

(減免基準額)

	収入基準額(年額)	預貯金基準額
単身世帯	100万円	200万円
2人世帯	150万円	400万円
3人世帯	200万円	500万円
4人世帝 250万円		FOOTE
以後1人増える	るごとに50万円加算	500万円

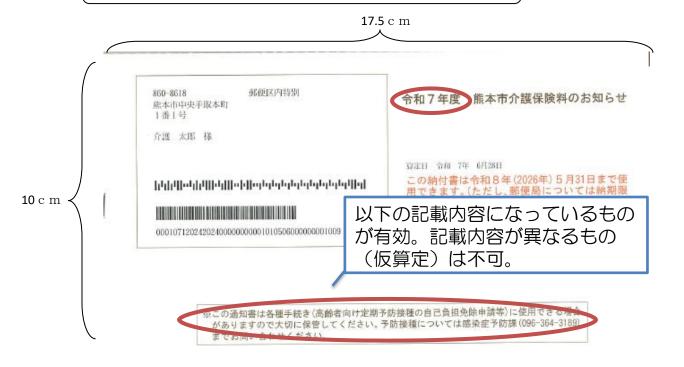
※障害者加算:世帯資に生活保護による保護の基準(昭和38年厚生省告示額 158号) 別表第1第2章の2の規定に定める障害者加算の対象者がいる場合は、 同基準に基づき脚定した額を収入基準額に加算します。

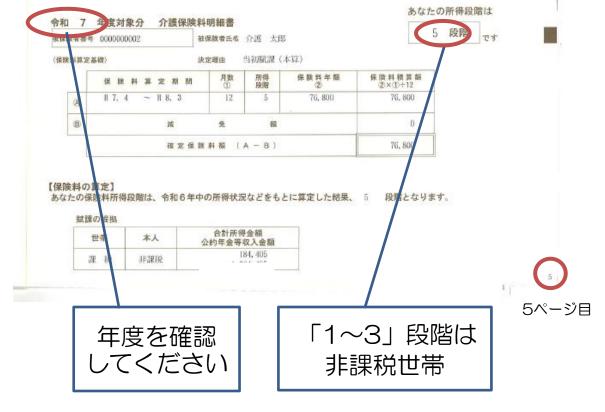
4

対象者の所得段階はこのページの右上に記載されています

このページの無断転載及び複製 等の行為はご遠慮ください。

2 介護保険料納付通知書(冊子形式)







このページの無断転載及び複製 等の行為はご遠慮ください。

4) 介護保険料額変更通知書 年度を確認 してください 令和 7年 7月19日 郵便区内特別 862-0970 熊本市中央区 熊本市長 様 納付方法によっては「兼特別徴収 իկիկիկովկիուկիիի թվուկկակներկներ 中止通知書」、「特別徴収を中止 し」という文言がありません。 介護保険料額変更通知書兼特別徴収中止通知書 令和 7 年度やの介護保険料の特別徴収を中止し、次のとおり 変更しますので通知します。 令和 7 年度 (令和 7年度賦課分) 被保険者番号 変更理由 転出 「1~3|段階 被保険者氏名 変更年月日 令和 賦課の根拠 は非課税世帯 合計所得 世帯 本人 所得段階 年金収入 変更前 非課税 非課税 第1段階 436, 667 ※特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、 年金からの特別徴収となります。 第1段階 非課税 非課税 変更後 436,667 期別保険料額 変更前保険料 変更後保険料 普通徴収の場合の 算出保険料 23,040 円 Ħ 特別徵収一普通徴収 特別徵収 普通徵収 減免額 23,040 円 納期限 年間保険料 0 円 4月 9.400 0 既通知溶額 23,040 円 5月 差引保険料 23,040円 6月 9,400 これまでの保険料納付等 7月 徵収方法 特別徵収 8月 100 0 特別徴収 厚生労働大臣 9月 0月 1,540 義務者 特別徴収 老齢基礎年金 1月 2月 1,300 0 対象年金 1月 これからの保険料納付等 1.300 0 2月 徴収方法 普通徴収 3月 特別徴収 過年 義務者 過々年 特別徴収 計 23,040 差引增減額 対象年金 23,040 -23,040 口座番号 金融機関名 種別 口座名義人 保険料算定の基礎 算出保険料 基 準 額 算出保険料 減免額 段階 月数 基準額 減免額 4月~3月 01 12 23,040 23,040 01 12 23,040 23,040 23,040 保険料額 変更前期間 保険料額 4月~3月 23,040 問い合わせ 中央区役所 福祉課 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL: 096-328-2311

① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続きの統行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

このページの無断転載及び複製等の行為はご遠慮ください。

通知書番号

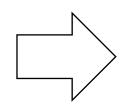
この処分に不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。 (熊本県介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本県庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話の なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起 買して6か月以内に、熊本市を被告として(訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。)処分の取消しの訴えを提起する ことができます(なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。」。 ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑤ マイナ保険証・資格確認書(満75歳以上の方のみ)

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の紙での新規発行が終了し、マイナ保険証・資格確認書(マイナ保険証を持っていない方)に移行しました。 今後はマイナ保険証あるいは資格確認書での確認をお願いいたします。



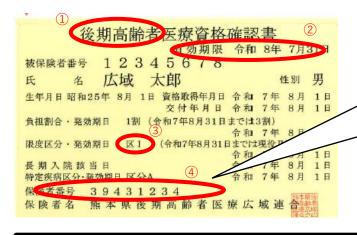


マイナ保険証

or

後期高齢者医療資格確認書 有効期限 令和 8年 7月31日 12345678 被保険者番号 広域 太郎 名 性別 男 生年月日昭和25年 8月 1日 資格取得年月日 令和 7年 8月 1日 交付年月日 令和 7年 8月 1日 1割 (令和7年8月31日までは3割) 負担割合・発効期日 令和 7年 (令和7年8月31日までは現役Ⅱ) 令和 7年 8月 令和 7年 8月 限度区分・発効期日 区I 長期入院該当日 特定疾病区分·発効期日 区分A 令和 7年 8月 1日 保険者番号 39431234 保険者名 熊本県後期高齢者医療広域連合

従来の「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」 有効期限切れのため使用不可



保険者番号 <u>「**39431002**」</u>の方は 態本市民

確認ポイント

- ①「**後期高齢者**医療資格確認書」であること
 - (75歳以上の方のみマイナ保険証・資格確認書での自己負担免除確認可)
- ②有効期限内のマイナ保険証・資格確認書であること
- ③限度区分に「区Ⅰ」・「区Ⅱ」と記載されていること
- ④**保険者番号が「39431002**」であること(熊本市民であること)

※マイナ保険証についても、後期高齢者(75歳以上)の方のみ自己負担免除対象者の確認 可能

<u>(前期高齢者(70~74歳)の方はマイナ保険証および資格確認書での確認NG)</u>

このページの無断転載及び複製等の 行為はご遠慮ください。